

生物多様性条約第 5 回国別報告書について

経 緯

- 生物多様性条約第 26 条により、締約国は条約の実施のために取られた施策と、それらの施策の条約の目的達成のための有効性について、条約事務局に報告することを求められている。
- 生物多様性条約 COP10 における決定 X/10 に基づき、締約国は第 5 回国別報告書を 2014 年 3 月 31 日までに提出することを求められている。
- 第 5 回国別報告書は、COP10 で採択された戦略計画 2011 - 2020 の実施状況と愛知目標の進捗状況に関する中間評価（2014 年 10 月に韓国・ピョンチャンで開催予定の COP12 の議題）に必要な情報を提供する。
- 第 5 回国別報告書は COP12 で決定予定の地球規模生物多様性概況第 4 版（GB04）に貢献するとともに、2015 年が達成年度となっているミレニアム開発目標の進捗状況にも貢献することが求められている。

構 成

要 約		
第 1 章 生物多様性の現状、 傾向及び脅威、 人類の福利のための実践	第 2 章 生物多様性国家戦略、 その実施、 生物多様性の主流化	第 3 章 愛知目標の達成状況、 ミレニアム開発目標への 貢献
40 ~ 100 ページ		
附属書 : 報告書の作成過程 附属書 : 参考情報		

- 国別報告書では、生物多様性国家戦略の実施状況及び愛知目標の達成状況について記載することになっていることから、現在実施している生物多様性国家戦略 2012-2020（愛知目標を踏まえて 2012 年 9 月に改定）の点検内容を踏まえて記載。

スケジュール

- 1 月 27 日 パブリックコメントの募集開始（25 日間）
- 1 月 27 日 中央環境審議会自然環境部会において中間報告
- 2 月 20 日 パブリックコメント締め切り
- 3 月上旬目処 国家戦略の点検結果確定、生物多様性条約事務局に国別報告書提出

目 次

要約

第 1 章 生物多様性の状況、傾向と脅威

- 1 . 1 生物多様性の重要性
- 1 . 2 生物多様性の状況や傾向に関する主な変化
- 1 . 3 生物多様性の危機の構造
- 1 . 4 生物多様性の変化による生態系サービス、社会経済、文化への影響
- 1 . 5 生物多様性の将来シナリオ

第 2 章 生物多様性国家戦略の実施状況及び生物多様性の主流化

- 2 . 1 生物多様性国家戦略の策定経緯
- 2 . 2 生物多様性国家戦略 2012-2020
- 2 . 3 第 4 回国別報告書以降の施策の進展
- 2 . 4 生物多様性の主流化
- 2 . 5 生物多様性国家戦略の実施状況

第 3 章 愛知目標の達成状況及びミレニアム開発目標への貢献

- 3 . 1 愛知目標の達成状況
- 3 . 2 ミレニアム開発目標の成果への貢献
- 3 . 3 条約の実施から得た教訓

付属書 報告書の作成過程

付属書 参考情報